

安芸高田市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 12 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

安芸高田市営駐車場設置及び管理条例(平成 19 年条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第 1 条から第 3 条まで (略)</p> <p>(<u>使用</u>の範囲)</p> <p>第 4 条 前条に規定する駐車場を使用できる車両は、次の各号に掲げる区分で、当該各号に規定するとおりとする。</p>	<p>第 1 条から第 3 条まで (略)</p> <p>(<u>利用</u>の範囲)</p> <p>第 4 条 前条に規定する駐車場を使用できる車両は、次の各号に掲げる区分で、当該各号に規定するとおりとする。</p>

<p>(1) 自動車駐車場 <u>道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 3 条に規定する普通自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車であつて、車体の大きさが駐車場の区画を超えないもの</u></p> <p>(2) 自転車駐輪場 <u>道路交通法第 2 条第 1 項第 11 号の 2</u> <u>に規定する自転車及び同項第 10 号に規定する原動機付自転車</u></p>	<p>(1) 自動車駐車場 <u>道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)第 2 条別表第 1 に掲げる普通自動車、小型自動車及び軽自動車</u></p> <p>(2) 自転車駐輪場 <u>道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車及び同項第 10 号に規定する原動機付自転車のうち道路運送車両法施行規則第 1 条第 2 項に規定する第 1 種原動機付自転車</u></p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第 5 条から第 16 条まで (略)</p>	<p>第 5 条から第 16 条まで (略)</p>
<p>(禁止行為)</p>	<p>(禁止行為)</p>
<p>第 17 条 _____ 駐車場内では、次に掲げる行為をしてはならない。</p>	<p>第 17 条 駐車場を使用する者は、駐車場で _____ 次に掲げる行為をしてはならない。</p>
<p>(1) から (6) まで (略)</p>	<p>(1) から (6) まで (略)</p>
<p>(車両引取りの請求)</p>	<p>(車両引取りの請求)</p>
<p>第 18 条 月極使用者が使用許可の期間の終了、使用の中止又は許可の取消しとなった日から起算して 7 日を超えて車両を駐車している場合、市民等が第 5 条第 1 項に規定する市長の許可を受けることなく駐車している場合、又は一時使用者が特別の理由なく車両を放置している場合において、市長は、これらの月極使用者、一時使用者又は市民等(以下「車両放置者」という。)への通知、駐車場における掲示その他の方法により、指定する日までに当該車両を引き取ることを請求することができる。</p>	<p>第 18 条 月極使用者が使用許可の期間の終了、使用の中止又は許可の取消しとなった日から起算して 7 日を超えて車両を駐車している場合、市民等が第 5 条第 1 項に規定する市長への届出を行うことなく駐車している場合、又は一時使用者が特別の理由なく車両を放置している場合において、市長は、これらの月極使用者、一時使用者又は市民等(以下「車両放置者」という。)への通知、駐車場における掲示その他の方法により、指定する日までに当該車両を引き取ることを請求することができる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第 19 条及び第 20 条 (略)</p>	<p>第 19 条及び第 20 条 (略)</p>
<p>(損害賠償)</p>	<p>(損害賠償)</p>
<p>第 21 条 _____ 駐車場の施設をき損し、又は滅失した者 _____ は、その損害を賠償しなければならない。</p>	<p>第 21 条 駐車場を使用する者は、駐車場の施設をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。</p>
<p>第 22 条及び第 23 条 (略)</p>	<p>第 22 条及び第 23 条 (略)</p>

(指定管理者による管理)

第 24 条 (略)

2 前項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 条、第 7 条、第 9 条第 1 項、第 10 条、第 12 条及び第 16 条から第 20 条まで	市長	指定管理者
第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 10 条、第 12 条、第 18 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条	使用者	利用者
第 4 条から第 10 条まで、第 11 条第 2 項、第 12 条、第 16 条、第 18 条及び第 23 条	使用	利用
第 11 条第 2 項、第 12 条及び第 14 条	使用料	利用料金
(略)		

3 (略)

第 25 条から第 30 条まで (略)

別表(第 11 条、第 28 条関係)

名称	区分	自動車駐車場使用料
甲立駅第 1 駐車場、甲立駅第 2 駐車場、甲立駅第 3 駐車場、吉田口駅駐車場、向原駅第 1 駐車場、向原駅第 2 駐車場、向原駅第 3 駐車場	月極使用	1 月 1 区画当たり 3,250 円
	一時使用	1 日 1 区画当たり 400 円

(指定管理者による管理)

第 24 条 (略)

2 前項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 12 条から第 20 条まで及び第 23 条	市長	指定管理者
第 5 条、第 7 条から第 10 条まで、第 12 条、第 18 条から第 20 条まで、第 22 条及び第 23 条	使用者	利用者
第 4 条から第 13 条まで、第 16 条から第 18 条まで及び第 21 条	使用	利用
第 11 条から第 15 条まで	使用料	利用料
(略)		

3 (略)

第 25 条から第 30 条まで (略)

別表(第 11 条、第 28 条関係)

名称	区分	自動車駐車場使用料
甲立駅第 1 駐車場	月極利用	1 月 1 区画当たり 3,250 円
甲立駅第 2 駐車場	月極利用	1 月 1 区画当たり 3,250 円
甲立駅第 3 駐車場	一時利用	1 日 1 区画当たり 400 円
吉田口駅駐車場	一時利用	1 日 1 区画当たり 400 円
	月極利用	1 月 1 区画当たり 3,250 円
向原駅第 1 駐車場	月極利用	1 月 1 区画当たり 3,250 円
向原駅第 2 駐車場	一時利用	1 日 1 区画当たり 400 円
	月極利用	1 月 1 区画当たり 3,250 円
向原駅第 3 駐車場	月極利用	1 月 1 区画当たり 3,250 円

向原市民駐車場、高速バス美 土里停留所駐車場、高速バス 高宮停留所駐車場	一時使用	無料	向原市民駐車場	一時利用	無料
			高速バス美土里停留所駐車場	一時利用	無料
			高速バス高宮停留所駐車場	一時利用	無料

附 則

この条例は、公布の日から施行する。